

分野別基本計画

基本目標1

だれもが健康でいきいき暮らせるまち

基本目標2

安全・安心を実現するまち

基本目標3

豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

基本目標4

みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

基本目標5

にぎわいと活力にあふれるまち

基本目標6

ともに創る将来に向けて持続可能なまち

基本目標 1

だれもが健康でいきいき暮らせるまち

施策分野【子ども家庭支援】

施策1 子育て環境の整備・推進

現況と課題

- ・一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、「子ども・子育て支援法」が制定されました。それに伴い、市町村に「子ども・子育て支援事業計画*」の策定が義務づけられました。
- ・保育施設の整備により、保育所の待機児童*数は減少しているものの、保育ニーズは増加傾向にあります。今後は、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実や企業主導型保育事業*の推進などによる保育の受け皿の確保も重要です。
- ・地域における子育て親子の交流、子育てなどの悩みを相談する場となる地域子育て支援拠点（子育て支援センター）*や、地域での相互援助活動となるファミリー・サポート・センター*では、広域連携として千葉市、市原市との相互利用を開始しています。
- ・子育てに関する情報は、子育て世代のみならず、子育て支援に参加したい市民が情報を得やすくしていくことが必要です。

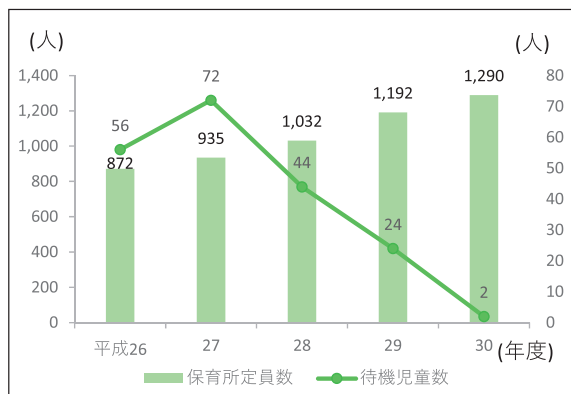
基本方針

- 仕事と子育ての両立のため、保育サービスと地域における子育て環境の充実に努めます。
- 子育て支援のために、継続的なサービスの提供と一元的な情報提供を進めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
待機児童数	保育所等の待機児童数	2人	0人

保育所定員数と待機児童数の推移（各年4月1日）



資料：保育課



病児・病後児保育室

1
子育て環境の整備・推進

具体的な取り組み

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、行政と地域住民が一体となった妊娠期からの子育て支援体制の確立をめざします。

(2) 保育サービスの充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育*、病児・病後児保育など、各種保育サービスの充実に努めます。また、幼稚園等の一時預かりの活用や企業主導型保育の推進を図ります。
- 放課後の児童の安全な居場所を確保するため、既存のこどもルーム（学童保育）の充実に努めます。

(3) 地域における子育て環境の充実

- 児童の健全育成に向けた児童センターの機能の充実に努めます。また、地域などが行う、子ども同士や世代間交流となる活動を推進し、魅力的な子どもの遊び場の充実に努めます。
- 市内事業所の協力を得て、赤ちゃんのおむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」を設置するなど、地域における子育て環境の充実に努めます。
- 身近な地域で育児支援を行う地域子育て支援拠点において、子育て中の保護者の交流の場を提供します。
- 地域での相互援助活動となるファミリー・サポート・センターを周知するとともに、活動の充実に努めます。
- 子育て支援と教育分野に関する情報を広く周知するため、各施策をまとめたウェブサイトを作成し、子育て世代の支援を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画推進事業	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に子ども・子育て支援に関する施策を推進します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の子どもを、市内の医療機関で一時的に保育します。	保育課
子ども・子育て施策推進事業	市内事業所の協力を得て、おむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」を設置し、地域における子育て環境の充実に努めます。	子育て支援課

期待される役割

市民	自ら子育てについて学び考え、自覚と責任を持って子育てを行う。 子どもの安全のため、地域の危険箇所や危険情報を把握する。
地域	子育てに対する理解と関心を深め、地域での子育て支援に取り組む。 子どもとのコミュニケーションを図る。 子どもの安全のため、地域の危険箇所や危険情報を把握し、市と共有する。
事業所	子育てと仕事の両立が可能となるよう雇用環境の整備に取り組む。 「赤ちゃんの駅」の設置に協力する。

*子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援の質と量の充実に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を支援できるまちをめざすことを目的に定める計画。

*待機児童

保育所への入所申請をしているものの、定員超過などにより入所できない児童のうち、特定保育所のみを希望している場合を除くなどの国が定める基準に該当する児童。

*企業主導型保育事業

P43 参照

*地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

子育てに関する相談や子育てする保護者同士の交流の場を提供するため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。市内 11 か所の保育所（園）に設置されている。

*ファミリー・サポート・センター

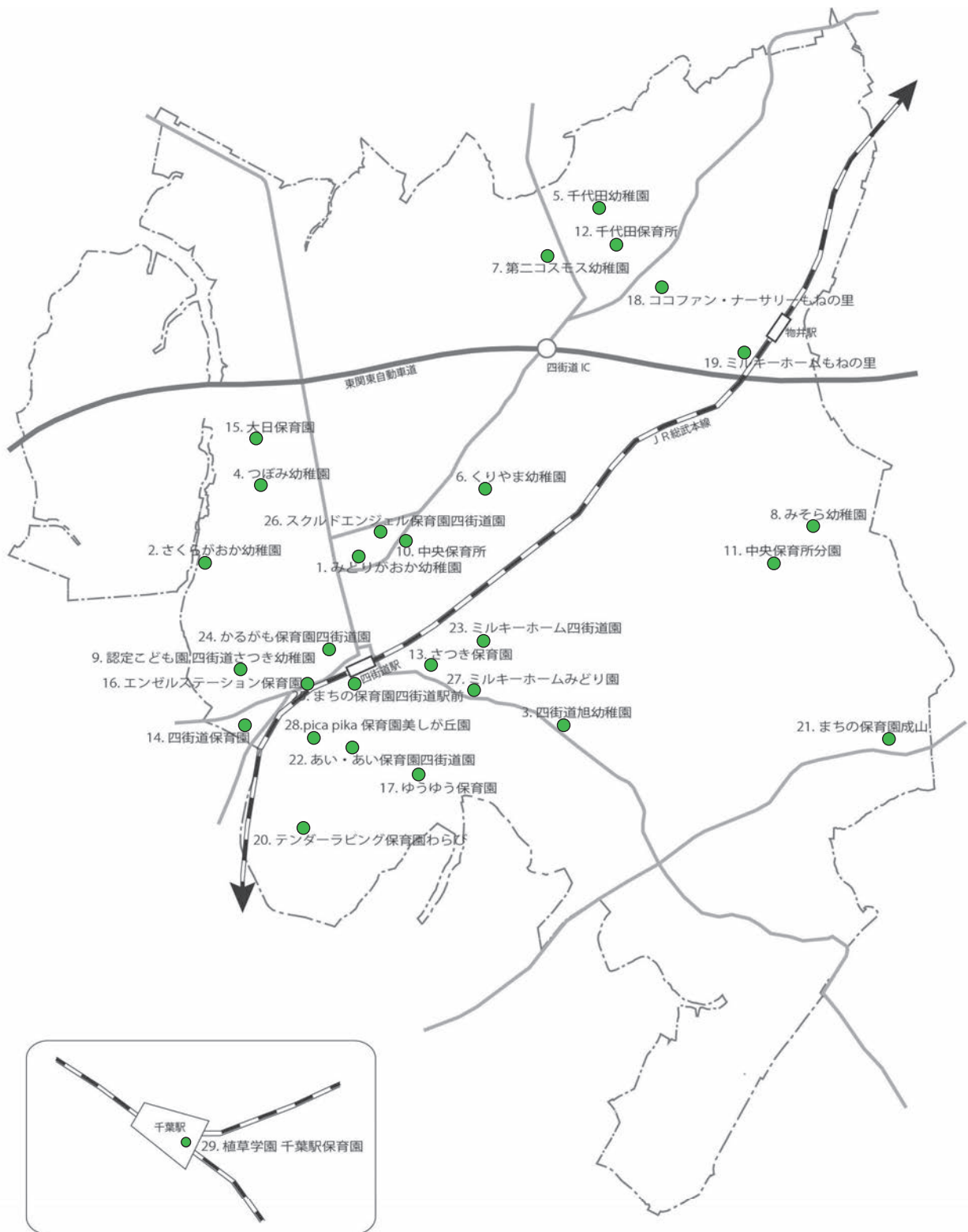
子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人をつなぐ役割を持つ会員組織。市役所 1 階に開設されている。

*一時保育

就労や緊急時、育児に伴う保護者の心理的及び肉体的負担の軽減などのため、一時的に実施する保育。

基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

幼稚園・保育園位置図



幼稚園

(平成30年4月1日現在)

番号	区分	施設名	住所
1	私立	みどりがおか幼稚園	大日393
2	私立	さくらがおか幼稚園	大日86
3	私立	四街道旭幼稚園	小名木77-3
4	私立	つぼみ幼稚園	大日197
5	私立	千代田幼稚園	千代田5-65
6	私立	くりやま幼稚園	栗山296
7	私立	第二コスモス幼稚園	千代田1-30
8	私立	みそら幼稚園	みそら4-16-1

認定こども園

9	私立	認定こども園 四街道さつき幼稚園(*)	下志津新田2531-9
---	----	---------------------	-------------

認可保育所(園)

10	公立	中央保育所(*)	鹿渡895-33
11	公立	中央保育所分園	みそら2-13
12	公立	千代田保育所	千代田5-30
13	私立	さつき保育園	鹿渡1094
14	私立	四街道保育園(*)	四街道3-10-9
15	私立	大日保育園(*)	大日895
16	私立	エンゼルステーション保育園(*)	四街道1-13-1
17	私立	ゆうゆう保育園(*)	和良比686-1
18	私立	ココファン・ナーサリーもねの里(*)	もねの里3-11-3
19	私立	ミルキーホーム四街道園(*)	鹿渡1124-3
20	私立	テンドーラビング保育園わらび(*)	和良比517-15
21	私立	まちの保育園成山(*)	成山114-4
22	私立	あい・あい保育園四街道園	美しが丘1-24-1
23	私立	ミルキーホームもねの里(*)	もねの里5-19-5
24	私立	かるがも保育園四街道園	四街道1-8-4

小規模保育施設

25	私立	まちの保育園四街道駅前	四街道2-2-21 オークウッド1階
26	私立	スクルドエンジェル保育園四街道園	鹿渡933-18
27	私立	ミルキーホームみどり園	鹿渡1150-91
28	私立	Pica pica 保育園美しが丘園	美しが丘2-2-17

三市連携による共同整備の認可保育所

29	私立	植草学園 千葉駅保育園	千葉市中央区新千葉1-1-1 5階
----	----	-------------	-------------------

※表中(*)は、子育て支援センターを併設する施設。

施策分野【子ども家庭支援】

施策2 子育て・家庭の支援

現況と課題

- ・核家族化の進行や地域でのつながりが希薄になったことなどから、子育てに関する悩みや不安を抱える家庭が増加しています。また、子どもや家庭に関わる問題は複雑多岐にわたる傾向があり、適切な対応が必要です。
- ・児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の割合は、増加傾向にあります。経済的支援のほか、自立に向けての就業支援など、引き続きひとり親家庭の生活の安定に向けた支援が必要です。
- ・家庭内におけるさまざまな問題に対応するため、本市では相談を利用しやすい体制づくりに取り組んでいます。今後もきめ細かな対応が可能となるよう、さらなる相談支援体制の充実が必要です。
- ・少子化の進行は、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、未婚化・晩婚化の進行も一因となっています。このため、結婚を希望しながら経済的な理由で結婚に踏み切れない若者もいることから、若い世代への新生活を支援する取り組みが必要です。また、子育てに関する経済的負担も少子化の一因であることから、その軽減が必要です。
- ・DV*や児童虐待に対する市民の意識や理解は、徐々に浸透しつつあります。しかし、相談件数や通告件数は増加傾向にあることから、より一層の相談支援体制の強化やDV・児童虐待に向けた市民へのさらなる啓発活動が必要です。

基本方針

- ひとり親家庭や問題を抱える家庭の生活安定のため、相談支援体制の充実や経済的負担の軽減、自立に向けた支援等を推進します。
- 若い世代の結婚、子育て世代の転入・定住を促進し、多様なニーズに対応するサービスの充実を図ります。
- DVや児童虐待から市民の生命と人権が守られるよう、相談・通告への対応強化や保護、自立支援の各段階に応じた切れ目のない支援を推進します。

具体的な取り組み

(1) 子育て支援サービスの充実

- ・ 子育て世帯への支援やニーズを踏まえた効果的なサービスの充実を図ります。
- ・ 家庭内におけるさまざまな相談に対応するため、相談援助者の専門性を高め、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

- ・ 結婚を機に、本市で新生活を始める若い世代を対象に、新生活にかかる費用の一部を支援します。
- ・ 子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、児童手当支給や子ども医療費助成などを行います。
- ・ ひとり親家庭に対する支援として、医療費等の助成などを行います。また、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭の職業訓練などにかかる給付や就業支援体制の充実を図ります。

(3) DV・児童虐待防止対策の推進

- ・ 配偶者等からの暴力や児童虐待を早期に発見し、迅速に対応できる体制づくりを推進します。
- ・ 「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：キョウガイ C A N P Y）」の連携を強化するとともに、DV・児童虐待防止の啓発に努めます。

***DV**
ドメスティック バイオレンス (Domestic Violence) の略称。配偶者や恋人など親しい関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等支援事業	経済的支援、就業支援などを行い、自立を支援します。	子育て支援課
子ども医療対策事業	中学校3年生までの児童にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を支援します。	子育て支援課
児童虐待防止・DV被害者支援事業	協議会の開催や被害者の安全確保のための保護を行います。	子育て支援課

期待される役割

市民	家庭において、子どもや配偶者等の人権を尊重する。
地域	子どもは地域で見守るとの意識で、悩みや問題を抱える保護者に必要に応じ手を差し伸べる。
事業所	多様な子育て家庭を理解し、仕事と家庭との両立が可能な職場環境の整備に配慮していく。

施策分野【高齢者支援】

3

高齢者の生活支援

施策3 高齢者の生活支援

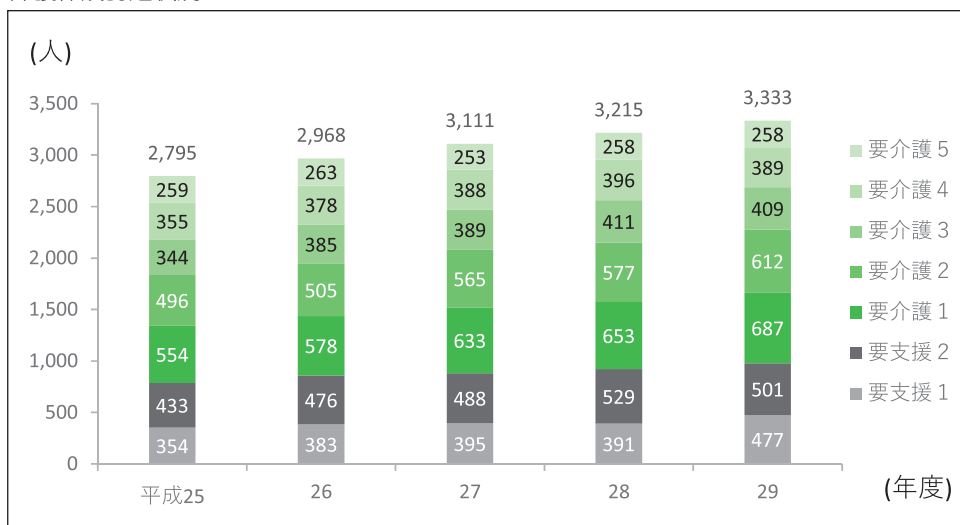
現況と課題

- ・高齢化の進行とともに、単身高齢者世帯や要支援・要介護認定者も増加しており、多様化する高齢者ニーズへの対応が必要です。
- ・介護や支援を必要とする高齢者世帯の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護予防に向けた取り組みが必要です。また、介護者の社会的孤立や精神的負担の軽減が必要です。
- ・認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症は生活習慣の見直しや早期治療により、発症の予防や進行を遅らせることが判明してきました。そのため、予防方法や進行を遅らせる対応方法についての啓発を行い、認知症予防につなげる取り組みが必要です。
- ・介護保険サービスの対象とならない高齢者にも地域で自立した生活を送るためのサービスが必要です。
- ・介護保険については、居宅サービスの充実と地域密着型サービス*等の施設整備が進んでいます。しかし、施設サービスの不足が懸念されることから、将来の需要を見込んだ計画的な整備が必要です。

基本方針

- 高齢者が地域で自立した生活を維持・継続できるよう、高齢者やその家族の状況に合わせた高齢者福祉サービスを提供します。

介護保険認定状況



資料：四街道市統計書（高齢者支援課）

具体的な取り組み

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

- 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画*」に基づき、住み慣れた地域で生活できるよう高齢者福祉を総合的・計画的に推進します。

(2) 高齢者への日常生活支援

- 介護予防についての普及・啓発に努めます。また、地域住民主体で行う介護予防活動を支援します。
- 介護者の社会的孤立や精神的負担を軽減するため、「介護者のつどい*」の定期開催を支援します。
- 地域包括支援センター*と在宅医療・介護連携支援センター*が連携するなど、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築します。
- 介護保険サービスとの整合性を図りながら、在宅福祉サービスを推進します。
- 認知症に関する知識や認知症の予防について周知・啓発します。また、介護者への支援として、認知症サポーター*の養成に加え、ステップアップ講座を開催するほか、精神的負担軽減のための悩み相談や情報交換ができる場を提供します。

(3) 介護保険サービスの充実

- 利用者のニーズに合った介護保険サービスを提供するため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 各種居宅サービスの供給基盤の整備を促進し、必要量の確保に努めます。
- 将来の需要人口を見込み、地域密着型サービスと施設サービスの提供体制を整備します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進事業	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉を総合的・計画的に推進します。	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業	緊急通報システムの設置や介護用品の給付等を行います。	高齢者支援課
地域密着型サービス事業者指定等事業	市民のみを対象とする地域密着型サービス事業所の整備を促進します。	高齢者支援課

期待される役割

市民	積極的に介護予防に取り組む。 高齢者の身体面、心理面の特徴を理解し、自立、自助に向けた支援に協力する。
地域	地域全体で介護予防に取り組む。 高齢者が自立した生活を送るための支援に協力する。
事業所	仕事と介護の両立支援に取り組む。

* 地域密着型サービス

利用者が事業者の所在する市町村に居住する者に限定される介護保険サービス。

* 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と「介護保険法」第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして定めた計画。

* 介護者のつどい

介護者・介護経験者が介護に関する悩みや知識を共有するための集い。

* 地域包括支援センター

介護予防・総合相談・生活支援など、高齢者を包括的に支援することを目的に設置された施設。市総合福祉センター及び市南部総合福祉センターわろうへの里内に開設されている。

* 在宅医療・介護連携支援センター

地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する連携調整や情報提供、相談を受け付ける施設。

* 認知症サポーター

認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る方。

施策分野【高齢者支援】

施策4 地域生活・社会参加の促進

現況と課題

- ・高齢者福祉の中核である地域包括支援センター*は、高齢化の進行とともに果たすべき役割が多様化、複雑化しています。今後のさらなる高齢者の増加に備え、センターの機能強化や「地域包括ケアシステム*」の構築に向けた取り組みが必要です。
- ・高齢化が進むなか、高齢者が生きがいをもってさまざまな場面で参画できるまちづくりが必要です。住み慣れた地域をよりよいものとしていくためには、高齢者一人ひとりが地域の中で活動できるよう、交流の場や学習の機会を拡充することが重要です。
- ・定年退職直後の市民は就労を希望する割合も高いことから、地域の課題解決につながる事業の立ち上げへの支援や就業の場に向けた取り組みが必要です。

基本方針

- 住み慣れた地域で尊厳のある生活を可能な限り継続できるよう、地域包括ケア体制の整備・充実を推進します。
- 高齢者一人ひとりが、それぞれの生活の質の向上を実感できるよう、学び・働き・活動する機会を創出し、生きがいづくりを推進します。

シルバー人材センター会員数及び活動状況

年度	会員数	受注件数	就業延人数
25	564	4,030	49,419
26	567	4,040	55,417
27	575	4,022	56,003
28	564	4,166	59,486
29	559	4,106	59,288

資料：福祉政策課



シニアの健康づくり

具体的な取り組み

(1) 地域包括ケア体制の整備・充実

- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域の課題や目標を関係機関等と共有し、相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう努めます。
- ・ 地域包括支援センターを中心として、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みのさらなる強化を図ります。

(2) 高齢者の生きがいの創造

- ・ 高齢者の能力を活かした就業の場を確保するため、シルバー人材センター*の活動の充実に向けた支援を行います。
- ・ 高齢者の社会参加を積極的に促進するための啓発、情報提供、能力の活用、人材育成の推進を図ります。
- ・ シニアクラブ*活動の運営やその活動の充実に向けた支援を行います。
- ・ 高齢者が気軽に集い楽しめる場として、地域住民が設置するシニア憩いの里*の運営を支援します。
- ・ 地域の事業者と連携して、働きたいシニア向けの説明会等を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域包括支援センター運営事業	介護予防ケアマネジメントなど高齢者への総合的支援を行うセンターを運営します。	高齢者支援課
シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。	福祉政策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
シルバー人材センターの就業延人数	シルバー人材センターの就業延人数	59,288 人	65,250 人

期待される役割

市民	地域で仲間をつくり、生きがいを見つける。 多世代交流等の場に参加し、周囲へ広めていく。
地域	高齢者が集まり、交流できる場をつくり、誘い合って仲間を増やす。
事業所	高齢者の就労機会を提供する。

* 地域包括支援センター
施策3参照

* 地域包括ケアシステム
重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制。

* シルバー人材センター
高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する会員組織。

* シニアクラブ
高齢者の日常生活を健全で豊かなものにするため、生きがいや健康づくり、知識や経験を生かした地域を豊かにする社会活動など、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする自主的な組織。

* シニア憩いの里
高齢者などが自由に集い交流できることを目的とする施設。

施策分野【障害者支援】

5

障害者福祉サービスの充実

施策5 障害者福祉サービスの充実

現況と課題

- ・ 障害に関わる手帳所持者数は年々緩やかに増加しています。本市では、障害の種別等に応じた支援を行うため、相談体制の拡充を図っています。障害のある人の健康で自立した暮らしの実現のために、今後も、個々の状況に合わせた障害福祉サービスの提供が必要です。
- ・ 児童デイサービスセンター*くれよんでは、心身の発達に心配のある就学前児童に対し、発達に応じた療育指導を行っています。障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育っていけるよう、幼少期からともに学び、ともに育つ環境づくりを進めることが重要です。
- ・ 障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、市民の理解が不可欠となることから、障害に対する理解を深めるための啓発を行い、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を整備する必要があります。

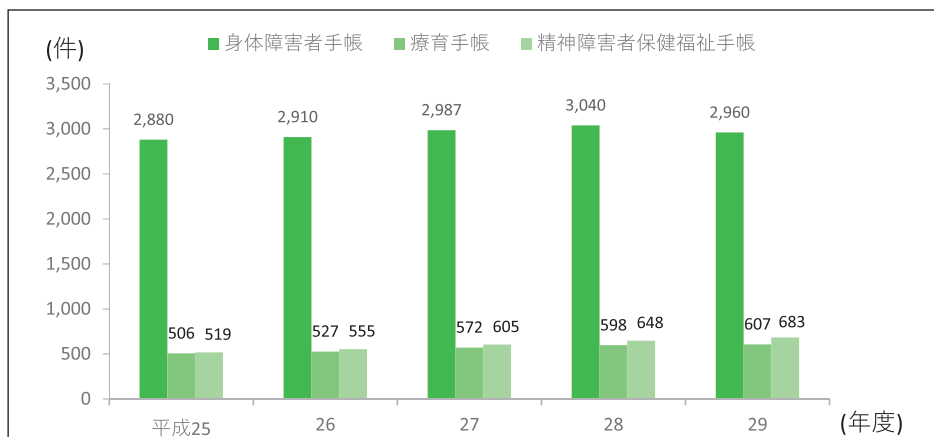
基本方針

- 障害のある人が地域において安心して生活できるよう、障害の特性に合わせた支援サービスの充実を図ります。
- 心身の発達に支援を必要とする児童が豊かに成長するよう、集団生活への適応訓練などを行う児童デイサービスセンターくれよんの充実を図ります。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
「くれよん」の利用延人数	毎年度の利用延人数	2,433 人/年	2,622 人/年

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付状況



資料：障害者支援課

具体的な取り組み

(1) 障害者基本計画の推進

- 「障害者基本計画*」、「障害福祉計画*」、「障害児福祉計画*」に基づき、一人ひとりのニーズや特性に応じた障害者施策を推進します。

(2) 障害のある人への日常生活支援

- 障害のある人やその家族が、必要なサービスを選択・利用しながら自立と社会参加を実現できるよう、必要な情報提供や相談体制を充実します。
- 障害のある人それぞれの状況に応じた障害福祉サービスを適切に利用できるよう、効果的なケアマネジメントの充実を図ります。
- 児童デイサービスセンターくれよんにおいて、日常生活における基本的動作の指導や集団生活の適応訓練などを行い、児童の発達に応じた療育指導による豊かな成長を支援します。また、関係機関相互と連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(3) 障害のある人の社会参加促進

- 障害のある人への理解促進を図るための講演会などを開催します。
- 関係機関との連携を図りながら、障害のある人の自立や社会参加への支援に努めます。
- 視覚障害者の同行援護の利用など、外出支援を充実します。また、手話奉仕員養成講座を開催するなど、障害の理解を深める取り組みを推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
障害者基本計画等推進事業	「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、障害者施策を推進します。	障害者支援課
児童発達支援事業	「くれよん」において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	障害者支援課（児童デイサービスセンター）
障害福祉啓発推進事業	市民向けの講演会などを開催し、障害福祉の理解促進を図ります。	障害者支援課

期待される役割

市民	障害のある人を正しく理解し、支援に協力する。 障害のある人を正しく理解し、ノーマライゼーション*を実践する。
地域	地域イベントへ障害のある人が参加しやすくなるよう工夫する。
事業所	障害のある人の一般就労の場を提供する。 障害のある人を正しく理解し、ノーマライゼーションを実践する。

* 児童デイサービスセンター

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受ける、日帰りの通所支援サービス事業所。市南部総合福祉センターわろうへの里に併設されている。

* 障害者基本計画

「障害者基本法」第11条に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定する計画。

* 障害福祉計画、障害児福祉計画

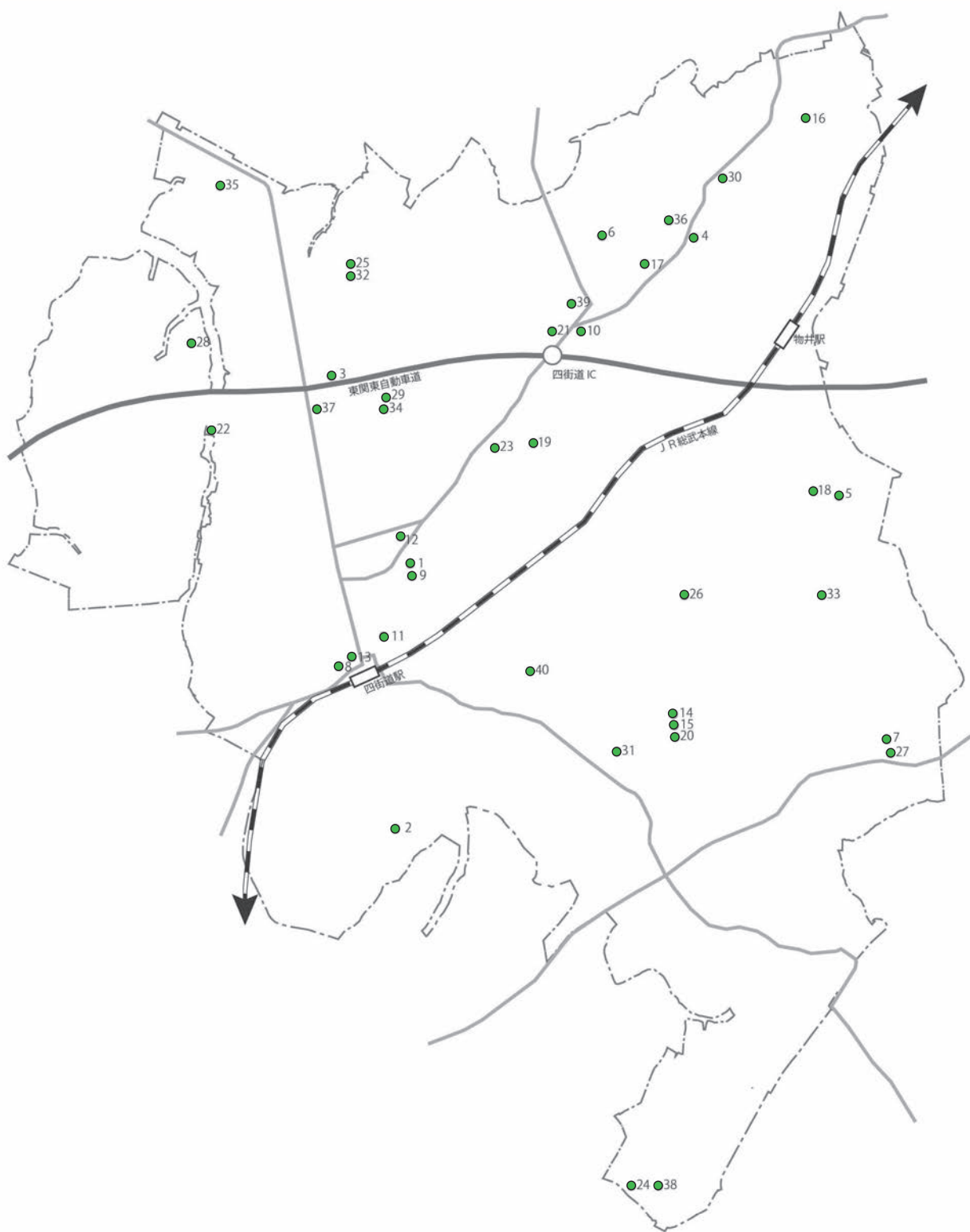
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条及び「児童福祉法」第33条の20に基づき、国の基本指針に即して策定する計画。

* ノーマライゼーション

障害のある人が、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマル（当たり前）であるという考え方。

基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

福祉施設位置図



福祉施設

番号	施設名
1	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター
2	南部総合福祉センターわろうべの里・児童デイサービスセンターくれよん・みなみ地域包括支援センター・障害者相談支援事業所ほほえみ
3	第一福祉作業所
4	第二福祉作業所
5	国民保養センター鹿島荘
6	千代田中学校地区地域福祉館
7	千葉労災特別介護施設ケアプラザ四街道
8	視覚障害者総合支援センターちば・ワークショップ四街道・相談支援事業所アイサポート
9	障害者相談支援事業所ひだまり
10	青空協同組合・相談支援事業所らしんばん
11	相談支援事業所かけはし
12	障がい者就労・生活さぽーとピース
13	地域活動支援センターどんぐり工房
14	障害者支援施設永幸苑
15	障害者支援施設ピクシーフォレスト
16	はちみつ
17	グループホームJAM1
18	グループホームはなももⅠ
19	グループホームだんらん
20	グループホームきらら
21	みのりホーム
22	介護老人保健施設のぞみ
23	介護老人保健施設栗の郷
24	介護老人保健施設四街道徳州苑
25	特別養護老人ホームあすみの丘
26	特別養護老人ホームあさひ園
27	特別養護老人ホームまごころ館四街道
28	特別養護老人ホーム四街道苑
29	特別養護老人ホームからたち
30	地域密着型特別養護老人ホーム赤かぶ園四街道
31	地域密着型特別養護老人ホームリバーサイド
32	ケアハウスろうたす
33	ケアハウスせきれい
34	有料老人ホームチェリーコート四街道
35	養護老人ホーム四街道老人ホーム
36	グループホーム四街道ケアセンターそよ風
37	チェリーコートグループホーム
38	グループホームよしおか
39	グループホームものいの家
40	グループホームはなまるホーム四街道

施策分野【地域福祉】

施策6 福祉のまちづくりの推進

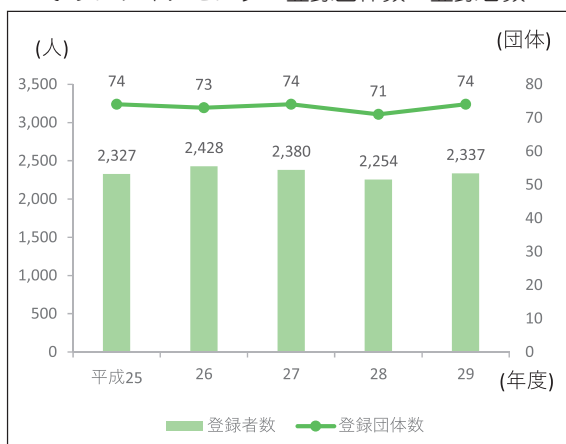
現況と課題

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、身近な地域でともに助け合い、支え合う仕組みづくりが必要です。
- ・ 地域におけるボランティア活動において、参加する市民の固定化や高齢化が進行しています。活動に参加を希望する市民が気軽に参加できる機会を増やし、地域における共助の活性化を図る必要があります。
- ・ 高齢者や障害者の権利を守る成年後見制度*や日常生活自立支援*は、認知度が低く制度の利用につながっていません。このため、福祉に関する情報提供を充実し、福祉活動の活性化に結びつけることが必要です。
- ・ 本市には充実した福祉活動を行うための拠点として、総合福祉センターや南部総合福祉センターわろうべの里が整備されています。福祉活動を促進するために、その機能の充実が必要です。

基本方針

- 市民が、障害の有無や年齢の相違にかかわらず安心していきいき生活できるよう、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がそれぞれ連携して助け合い、支え合いのある地域づくりを推進します。

ボランティアセンター登録団体数・登録者数



資料：福祉政策課



わろうべの里施設内

具体的な取り組み

(1) 地域福祉計画の推進

- 地域でともに助け合い、支え合う地域社会の実現のため、「地域福祉計画*」に基づき、市民が主役となる地域福祉を計画的に推進します。

(2) 地域福祉の推進

- 社会福祉協議会*と連携して、福祉を担うボランティアの育成や活動の支援を行います。また、児童生徒及び学生が福祉に対する理解を深めるための教育活動を支援します。
- 成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の活動を推進します。

(3) 福祉活動のための体制整備

- 福祉施設については地域の実情に応じた、利用しやすい施設整備を進めます。
- 生きがいづくりや福祉活動の拠点となる地域福祉施設を提供します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域福祉計画推進事業	「地域福祉計画」に基づき、地域福祉を計画的に推進します。	福祉政策課
社会福祉協議会支援事業	地域福祉活動を推進する社会福祉協議会への支援を行います。	福祉政策課
総合福祉センター管理運営事業	福祉活動の拠点として、総合福祉センターを運営します。	福祉政策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
ボランティアセンターの登録者数	ボランティアセンターに登録されたボランティア団体の構成員と個人で登録する者の合計人数	2,337人	2,437人

期待される役割

市民	支え合い活動を自発的に実践する。
地域	支え合い活動を地域で実践する。 地域の特性を踏まえた活動や団体間のつながりを強化する。
事業所	地域の支え合い活動に協力する。

*成年後見制度

判断能力が不十分な方の財産管理、契約などの生活援助を行い、相続、売買などで不利益を被らないように保護する制度。

*日常生活自立支援

判断能力が十分でない高齢者などを対象とした、契約に基づく、福祉サービス利用や日常的な金銭管理サービスなどの支援。

*地域福祉計画

「社会福祉法」第107条に基づき、地域における福祉施策を総合的に推進していくため、策定する計画。

*社会福祉協議会

民間の社会福祉活動の推進を目的とし、福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや市民活動の支援などを実施する、非営利の民間組織。

施策分野【健康づくり】

施策7 健康づくりの推進

現況と課題

- ・糖尿病、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、子どもの頃からの生活習慣の積み重ねが影響し、生涯にわたり健康度への影響も大きい疾患です。若いうちから生活習慣を振り返り、その改善に取り組むなど、それぞれの状況にあった望ましい健康行動を身につけることが重要です。
- ・ストレスや不安、悩みは、誰もが抱えているものであり、その背景はさまざまなものがあります。こころの健康づくりについての正しい知識を深めるとともに、こころの不調に適切に対処することが必要です。
- ・市民の健康への関心は高齢者を中心に高くなっていますが、その関心度には年代による違いがみられます。性別や年齢別の特徴に合わせて、健康づくりに関する情報提供や啓発を実施するとともに、子どもやその保護者、若い世代の市民に対して重点的に働きかけることが重要です。
- ・本市では、すべての検診で個別検診を可能とするなど、受診の機会を拡大したものの、受診率はそれほど伸びていません。受診しやすい体制づくりと啓発により、早期発見・早期治療に結びつけることが必要です。
- ・母子保健においては、「マタニティ・ベビー相談室*」を開設し、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）として、妊娠期からの支援の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、各種教室等の開催などを実施しています。孤立したり、複雑な問題を抱える家庭の子育てにも対応するため、関係機関と連携した継続的な支援が必要です。

基本方針

- 誰もが健康でその人らしい生活を送るため、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるように、ライフステージに応じた健康づくり活動を展開します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
1歳6か月児健康診査の受診率	1歳6か月児健康診査の受診率	97.2%	97.5%

具体的な取り組み

(1) 健康の保持・増進

- 生涯にわたり健康で自立した社会生活の実現に向けて、「健康よつかいどう 21 プラン*」に基づき、市民の健康づくりを体系的に進めます。
- 健康づくりに対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践するきっかけになることを目的として、インセンティブ*を活用した予防支援を実施します。
- 生活習慣の改善が必要な人に対して、生活習慣病のリスクに応じた効果的な支援を行います。また、かかりつけ医と連携し、糖尿病が重症化するリスクの高い人などへの継続的な支援を推進します。
- 市政だよりや市ホームページ、各種健診や地区活動を通じて、こころの健康づくりについての啓発活動を実施します。

(2) 健診・検診の充実

- 特定健康診査*、各種がん検診等の受診率向上のため、受診しやすい環境づくりに努めます。
- 乳幼児相談や健診事業の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを推進します。

(3) 母子保健の充実

- 乳幼児相談や健診事業の充実を図り、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に取り組みます。
- 妊娠・出産にあたり、悩みや問題を抱える家庭に対し、よりよい子育てのスタートができるように関係機関と連携した継続的な支援を推進します。
- 学校との協働により思春期保健事業を推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
健康よつかいどう 21 プラン推進事業	「健康よつかいどう21プラン」に基づき、健康づくりに取り組むための教室や各種啓発活動を推進します。	健康増進課
検診事業	各種がん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	健康増進課
母子保健事業	乳幼児や妊産婦を対象に、相談・教室・健康診査・家庭訪問を実施します。	健康増進課

期待される役割

市民	健康づくりの重要性を認識し、イベント等に参加するなど、積極的に健康増進に取り組む。
地域	区・自治会などで健康づくりに取り組む。 健康づくりのイベント等を開催し、健康づくりの機会を提供する。
事業所	会社ぐるみで健康づくり活動を行う。 メンタルヘルス対策に対する理解を深める。

* マタニティ・ベビー相談室

妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うことを目的とした、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の一部として、主に妊産婦の相談支援を行っている。市保健センター内に開設されている。

* 健康よつかいどう 21 プラン

「健康増進法」第 8 条第 2 項に基づく「健康増進計画」、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に基づく「自殺対策計画」及び、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「歯科口腔保健推進計画」を一体化した計画。

* インセンティブ

やる気を起こさせるような刺激。動機付け。

* 特定健康診査

糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、生活習慣の改善指導（特定保健指導）が必要な人を、的確に抽出するために行う健診。

施策分野【健康づくり】

施策8 地域保健医療の充実

現況と課題

- ・近年、県域や二次医療圏*での体制整備により高度専門医療や救急医療が提供されています。市民がそれらの医療資源を適切に活用できるよう、かかりつけ医を持つことの必要性や医療機関の適正利用について啓発を行うことが重要です。
- ・特に救急医療の現場では、軽症患者の受診や専門医志向が、本来の救急患者の診療に支障をきたすこともあります。市民が安心して利用できる制度を維持するため、救急医療体制や身近な相談機関の活用などについて、市民への適切な情報提供が必要です。
- ・感染症の流行は毎年みられ、予防接種の内容も複雑になっています。医療機関との連携による接種の勧奨やわかりやすい周知に努めるなど、接種率の向上を図る取り組みが必要です。

基本方針

- 市民が健康で安心して生活できるよう、広域的な医療連携体制の充実や医療機関との連携による感染症予防に取り組みます。

市内医療施設数及び医師・歯科医師数

年	病院数	病床数	一般診療所数	病床数	歯科診療所数	医師数	歯科医師数
25	5	973	49	52	44	-	-
26	5	973	49	52	44	103	65
27	5	973	50	52	44	-	-
28	5	973	51	52	44	124	62
29	5	973	50	47	45	-	-

病院数、一般診療所数（病床数）、歯科診療所数については各年10月1日時点
 医師、歯科医師数については隔年調査、数値は各年12月末日時点
 資料：千葉県衛生統計年報

具体的な取り組み

(1) 保健医療体制の整備

- ・ 市民が身近な地域で継続的な医療を受けられるよう、近隣の医療機関についての情報提供やかかりつけ医を持つことの必要性について啓発します。
- ・ 医療機関の適正利用や急病時の対応などについて、市民への情報提供に努めます。
- ・ 初期救急業務としての休日夜間急病診療所*を引き続き運営するとともに、印旛保健医療圏での広域的な小児救急及び二次救急体制*の維持・整備などに、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 感染症対策の充実

- ・ 予防接種法に基づいて、医療機関と連携し、安全な定期予防接種の実施に努めるとともに、接種機会の充実や未接種者への勧奨を行うなど接種率の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
休日夜間急病診療所事業	保健センター内に休日夜間急病診療所を開設し、初期救急医療機関として急病患者の応急診療を行います。	健康増進課
予防接種事業	各種予防接種を実施します。	健康増進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
麻しん・風しん混合(MR)ワクチン1期の完了率	2歳児の麻しん・風しん混合(MR)ワクチン予防接種の1期の完了率	97.6%	97.7%

期待される役割

市民	かかりつけ医を持ち、正しく医療機関を利用する。
地域	感染症予防の知識を身につけ、感染症の流行拡大を防ぐ。
事業所	従業員の感染症対策に取り組む。

*二次医療圏

医療を効率的に提供するため、都道府県が医療計画に従って設定する地域。生活に密着した保健医療を提供する一次医療圏、一般的な入院医療の整備単位である二次医療圏、専門性の高い特殊な医療に対応する三次医療圏がある。

*休日夜間急病診療所

本市が保健センター内で運営する休日夜間の診療所。主に16歳以上の患者に対応しており、市医師会、薬剤師会の会員の協力により輪番で診療にあたっている。

*二次救急体制

印旛保健医療圏では地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う体制としている。

施策分野【社会保障】

施策9 社会保障制度の充実

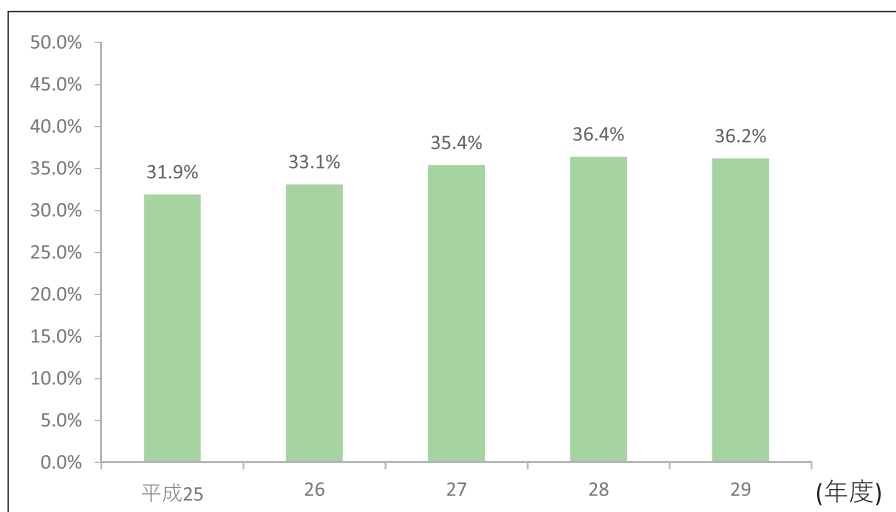
現況と課題

- ・ 少子高齢化の急速な進行により社会保障費に対する市民や自治体財政の負担が重くなっています。このため、国においては、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的にも安心な年金制度の構築に向けた改革に取り組んでいます。
- ・ 年金制度改革により、国民年金受給資格期間が短縮されたことなどに伴い、手続き件数が増加しています。適正な加入や保険料の納付につながるよう、制度の周知・啓発を行い、年金制度の安定的な運営に結びつけることが必要です。
- ・ 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に関しては、千葉県と市町村が共同し、適正運営を行っていますが、保険料の収納率向上による財源の確保と、疾病の早期発見・早期治療による医療費抑制が重要です。
- ・ 生活保護の相談件数及び受給者数は年々増加しています。若い世代が保護受給者となるケースも増加しており、生活の保障とともに、ハローワークなどと連携し、自立に向けた就労支援が必要です。

基本方針

- 安心して社会保障制度が利用できるよう、制度の周知・啓発と適正な運用・運営に努めます。

国民健康保険特定健康診査の受診率の推移（平成30年4月現在）



資料：国保年金課

具体的な取り組み

(1) 国民年金制度の啓発

- 国民年金制度について周知・啓発を行い、国民年金への適正な加入につなげます。

(2) 医療保険制度の適正運営

- 被保険者の健康増進を効果的・効率的に実施するため、「国民健康保険保健事業実施計画*」、「特定健康診査等実施計画*」に基づき、特定健康診査*及び特定保健指導の受診率向上を図ります。
- 診療報酬明細書（レセプト）*点検の強化等による適正な医療費の給付や事務処理の効率化による経費削減及び制度の周知・啓発による保険税の収納率向上により、国民健康保険財政の健全かつ円滑な運営を図ります。
- 後期高齢者医療制度についての啓発活動に努めます。

(3) 生活の保障

- 生活に困窮する方に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、就労支援など自立に向けた取り組みを推進することにより、生活の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
国民年金事務事業	国民年金に関する窓口業務を行います。	国保年金課
国保保健事業	特定健康診査及び特定保健指導、短期人間ドックの助成などを実施します。	国保年金課
生活保護給付事業	生活に困窮する方に対し、必要な保護を行います。	生活支援課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
国民健康保険特定健康診査の受診率	市が実施する国民健康保険特定健康診査の受診率	36.2%	43.0%

期待される役割

市民	公的制度を正しく利用する。
地域	公的制度の情報提供に協力する。
事業所	公的制度の維持に協力する。

* 国民健康保険保健事業実施計画、特定健康診査等実施計画

国民健康保険被保険者の健康増進を目的とした保健事業計画。

* 特定健康診査
施策7参照

* 診療報酬明細書（レセプト）

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。

